



福島市
FUKUSHIMA CITY

令和2年度

3月補正予算（第15号）主な補正内容

1. 令和3年2月13日 福島県沖地震対応関連

補正予算総額（一般会計）

10億2,580万円

単位:千円

事業費 合計	財源内訳			
	国	県	市債	一般財源
1,025,800	221,500	198,500	326,400	279,400

【参考】予算累計額（一般会計）
1,621億1,239万円（対前年22.7%増）

1-1. 被災者支援関連

補正額 657,000千円

①災害見舞金等支給 31,100千円

福島県沖地震により被害を受けた住家の居住者へ見舞金を支給します。

区分（罹災証明）	金額
全壊	100,000円
半壊・中規模半壊・大規模半壊	50,000円

②災害援護資金貸付金 34,900千円

福島県沖地震により被害を受けた世帯の生活立て直しを支援するため、生活再建に必要な資金の貸し付けを行います。

（区分例） 世帯主に1ヶ月以上の負傷がある場合	貸付 上限金額	貸付利率	償還期間
ア 負傷のみ	150万円	保証人あり …無利子 保証人なし …年1.5%	10年以内
イ 家財の1/3以上の損害	250万円		
ウ 住居の半壊	270万円		
エ 住居の全壊	350万円		

1-2. 被災者支援関連

③住宅の応急修理支援 196,000千円

福島県沖地震により住宅が損壊し、自ら修理する資力のない世帯に対し、応急的な修理費用を支援します。

区分（罹災証明）	上限金額（税込）
1) 準半壊（10%～20%未満の被害）	300,000円
2) 半壊以上（20%以上の被害）	595,000円

④災害等廃棄物処理費 395,000千円

福島県沖地震により発生した災害廃棄物の処理及び損壊した家屋の解体撤去処分等を実施します。

区分	内容
1) 被災家屋等解体 通常、全壊家屋のみ対象ですが、	倒壊したブロック塀や家屋の解体を行います。 今回は特例的に半壊家屋の解体も対象として実施します。
2) 災害等廃棄物処分	ブロックや瓦など処理困難廃棄物を処分します。
3) 被災リサイクル家電処理	被災した家電を処分します。

1-3. 被災者支援関連

⑤ブロック塀の撤去支援（既定予算対応）

地震による被害はないが、倒壊のおそれのあるブロック塀等の撤去費用の1/2を補助します。

補助率	上限金額
@5,000円/mまたは1/2いずれかの低い額	100,000円

⑥その他の支援策（3/3現在）

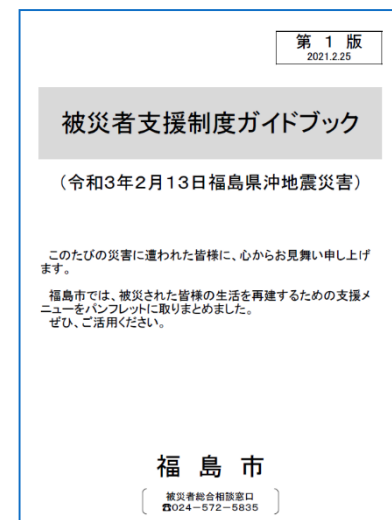
■税金および減免・免除等に関すること

1. 市県民税（所得税）雑損控除
2. 個人市・県民税減免
3. 固定資産税・都市計画課税の減免
4. 国民健康保険税の減免
5. 後期高齢者医療保険料の減免
6. 国民年金保険料免除
7. 児童扶養手当の特別措置
8. 母子父子寡婦福祉資金
9. 特別児童扶養手当等の特別措置
10. 障がい者の肢体不自由児通所医療費及び療養介護医療費の利用者負担額の減免
11. 障がい福祉サービス、障害児通所支援、補装具費及び地域生活支援事業の利用者負担額の減免等
12. 障がい者の自立支援医療費の利用者負担額の減免措置

■学校に関すること

1. 就学援助制度
2. 教科書等の無償給与

詳しくは被災者支援制度ガイドブックをご参照ください。



2. 学校・市民利用施設・道路・公営住宅の災害復旧

補正額 319,300千円

学校や市民利用施設など、早期の復旧を目指し復旧工事を行います。
中央団地7号棟については、安全確保のため、解体工事に着手します。

施設名称	補正額（単位：千円）
①学校（杉妻小学校ほか 計27校園）	40,000
②学習センター（中央学習センターほか 計8施設）	11,000
③体育施設（福島トヨタ クラウンアリーナほか 計4施設）	23,000
④商工施設（産業交流プラザ、アオウゼ）	10,000
⑤道路・橋りょう	45,000
⑥市営住宅	12,000
⑦中央団地7号棟解体工事	148,000
⑧その他（キョウワグループ・テルサホールほか）	30,300
合計 11事業	319,300